

那覇市立学校職員ハラスメント相談員設置要綱

令和3年3月12日学校教育部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を目的として、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)への対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相談員の設置)

第2条 職員から苦情相談がなされた場合に対応するため、各学校に、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、原則として男性及び女性の職員それぞれ1人以上とし、学校長が選任する職員をもって充てる。

3 各学校に置く相談員のほか、教育委員会総務課及び学校教育課に、それぞれ2人以上の相談員を各所属長が選任し、配置する。

(苦情相談への対応)

第3条 学校長は、苦情相談を受ける体制を整備し、職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針(令和2年8月24日市長決裁)に十分留意しなければならない。

3 相談員は、苦情相談の内容又は苦情相談に係る解決の程度から判断して必要と認めるとき又は苦情相談を行った職員から申出を受けたときは、学校教育課と協議のうえ、苦情処理委員会にその処理を依頼することができる。

4 相談員は、職員以外の者であって職員からハラスメントを受けたと思料するものからの苦情相談を受けるものとする。

(プライバシーの保護)

第4条 相談員及び苦情相談に関与した職員は、関係者が不利益な取扱いを受けることのないよう、関係者のプライバシーの保護に留意しなければならない。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。